

## 千葉家庭裁判所委員会議事概要

1 日時 平成28年7月6日(水)午後2時から午後4時まで

2 場所 千葉家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 飯田浩子, 小川裕二, 奥山慎一, 古賀義明, 後藤弘子, 高麗邦彦,  
高梨園子, 比佐和枝, 宮腰直子, 吉開真一郎, 米村俊郎

(五十音順, 敬称略)

(オブザーバー)

紀太哲夫首席家庭裁判所調査官, 森公宏家事首席書記官, 岡田博子  
少年首席書記官, 継田剛史事務局長, 今田義紀総務課長, 佐藤佳子  
総務課課長補佐

4 テーマ

家庭裁判所の情報発信の在り方について

5 議事

(1) 交代委員の紹介

前回の委員会から本委員会までの間に交代があった委員(飯田浩子委員, 奥山慎一委員, 高麗邦彦委員, 宮内博文委員(欠席), 米村俊郎委員)について, 今田総務課長から紹介された。

(2) 委員長の選任

家庭裁判所委員会規則に基づき, 出席委員で新委員長の互選を行い, 全会一致で高麗邦彦委員が委員長に選任された。

(3) 前回の委員会における意見についての経過報告

今田総務課長から, 前回の委員会における意見を受けての活動について報告が行われた。

(4) 意見交換等

ア テーマについて

委員長から、本日のテーマの設定趣旨について説明があった。

イ 家庭裁判所の情報発信の在り方について

佐藤総務課課長補佐から、千葉家庭裁判所における情報発信の実情等について説明があった。

ウ 協議の要旨（■委員長，●委員，▲オブザーバー）

■委員長

まずは、千葉家庭裁判所がここ数年間で行ってきた情報発信について、御紹介させていただきましたが、これについて御質問や御意見等はございますでしょうか。

●委員

裁判所のウェブサイトは、何歳くらいの方までが見てくれるとお考えですか。どの辺りの年齢層を対象にしているのでしょうか。

▲オブザーバー

裁判所のウェブサイトは、特に対象を限定しているわけではありません。裁判所を広く知っていただくため、例えば、学生さん等が裁判所についての知識を得ることができるよう、キッズコーナーというものも設けておりますが、一番の目的は、やはり裁判手続を利用する方々への案内であったり、裁判所へのアクセスをよくするためになろうかと思えます。その意味では、主に大人の方を対象としていると言えるのではないかと考えております。

また、裁判所ウェブサイトの開発は、外部業者に委託したのですが、皆さんからは不思議に思われるかもしれませんけれども、閲覧数がすぐには分からない仕様になっています。ウェブサイトの効果を検証していくためには、1日に何人、1か月に何人の方がご覧になっているのか、また、どのような年代の方々がご覧になっているのかを知ることも必要ですので、これからは裁判所もそういうことを考えていかなければならないのではないかと考えております。

●委員

気になったのは、高齢者の方がどういう形で情報を得るのかということです。ウ

ウェブサイトは若い世代から50歳くらいまでは、完全に使いこなせると思いますけれども、それ以上の年代の方にはどのように対応していくのでしょうか。先程の説明で、遺言がテーマの広報行事に60歳代、70歳代、80歳代の方々が自ら足を運んでこられたというのは、やはり、そういったウェブサイトなどを見ることができなから、実際に聞きに来られたのではないかと思いました。

#### ▲オブザーバー

おっしゃられるとおりだと思います。もちろんウェブサイトにも広報行事の記事は掲載させていただいておりますが、今日配布させていただいたチラシを、昨年から行事の際に町内回覧に入れましたところ、大きな広報効果がありました。来場された方々へのアンケート結果によれば、御年配の方々は回覧を見て足を運んでいただいたという方が多く、おそらくウェブサイトはほとんど見ていただけていないのではないかと考えています。

#### ●委員

以前にも広報についてどうするべきかを取り上げた際には、ホームページは最高裁が作っているの、各家裁・地裁レベルで自由にできないというお話をされていた記憶がありますが、最近では、千葉家裁・地裁でのイベント等に関する情報がきちんと反映できるようになったという点で、進歩は見られると思いました。ただ、例えば憲法週間の広報行事について、せっかくスライドを作っているのであれば、それを載せるということを積極的に考えてもいいのではないかと思います。何をどこまで情報公開するかというのは、基準の設定が難しいかもしれませんが、行政の会議では、事件に関わるものは別として、基本的にそこで出された資料については、全て公開するという流れにあります。一般的なスライドなどは積極的にアップして、こういうのをやりましたということをアピールしていいのではないかと思います。もちろん高齢者が見られないというデジタルデバイドの問題もあり、高校生や若い世代が中心にはなってしまいますので、メリット・デメリットの両方があるかと思いますが、行事のタイトルだけではなく、内容についても公開していく必要が

あるのではないかと思います。また、様々な情報がウェブサイトに載っていれば、例えば、教員が裁判手続きに関するパンフレットを学生に配ることも可能になります。また、先ほど出前講座という話がありましたけれども、講演会がある時に参加者に配るということもできるので、多くの情報をウェブサイトに載せておくことは、情報を拡散させる、広く伝えるということにとっても役立つのではないかと思います。私の記憶が正しければ、少し前まで地方裁判所の裁判官はウェブサイトに載っているのに対し、家庭裁判所の裁判官については、家事事件を誰が担当するかというような情報がなかったように思うのです。家庭裁判所としては、傍聴の案内や具体的な事件に関する情報は出しにくいでしょうが、流れとして、最高裁も係属する事件の傍聴案内を出すような動きもあります。そういう意味では、そのような流れに乗って情報公開がどんどん進んでいく地裁と、あまり事件について傍聴という情報公開ができない家裁とで、情報格差が生じることになってしまいます。今後、家裁はどのように情報発信を行っていくべきなのかということ、構成も含めて考える必要があると思いました。

#### ●委員

どのような情報発信が必要かということですが、裁判所が考える情報発信の目的といたしましょうか、どういうものを発信したいとお考えでしょうか。

#### ▲オブザーバー

一番は、裁判手続を利用しやすくしてもらうため、アクセスを容易にするというところですね。家裁の手続は、弁護士を付けずに、御本人が申立てをしてくるというケースも多いものですので、そういった方々が様々な情報を容易に手に入れて、家庭裁判所を利用していただける、そういう所に主眼を置いています。

#### ●委員

実際、手続の中で申立書のひな形などが変わって使いやすくなった面もあると思いますが、ひな形が新しくなった場合には、そのことも知らせていただかないと、前の書式を使ってしまうということもあるので、それを発信してくれると

助かると思います。

●委員

先ほどの御説明の中で、見学等の話ありましたが、実績としてどれくらいの数があるのでしょうか。

▲オブザーバー

例えば、少年事件の関係では、年1回、教員の方の研修という形で、毎年継続的に受けているものがあります。また、今年の4月以降でいいますと、別の学校関係者の方の依頼により、少年関係で2件受けているほか、家事の関係でも、2件のお申し込みをいただいています。

●委員

平成27年度の実績はどれくらいですか。

▲オブザーバー

昨年度は、今、御紹介したような少年関係で、同じように年間2、3件程の実績です。

●委員

家事の関係はどうですか。

▲オブザーバー

家事の関係はありませんでした。

●委員

裁判所としては、それなりの実績を挙げておられるとお考えでしょうか。

▲オブザーバー

地方裁判所の場合は、御承知のとおり、裁判が公開されていますので、一般の方々が傍聴とセットで施設を見学するという例が多くあります。これに対して、家庭裁判所の手続は原則非公開となっている関係上、手続自体はお見せすることができません。また、これまで、施設を見ていただくというところにあまりニーズがなかったこともあり、裁判所側も、積極的にそういった企画を立ててこなかったことは

あったと思います。ただ、今後更に、県民の皆様にご手続を知っていただき、家庭裁判所を利用していただくためには、実際に裁判所の施設を見ていただいた上で、その際に様々な御説明をさせていただくことも有益ではないかと考えているところです。今後、件数を増やしていくことが課題の一つでもあり、本日は、委員の皆様にご、こういった団体の方々がそういうニーズを持っているのか、そういうお知恵も拝借できればと思っております。

### ●委員

今のホームページは、書式が結構使いやすく、統一的になっていて、弁護士は助かっていると思います。そういう形式的なところに余計な手間をかけずに済むことによつて、本質的な部分に力が入られるため、私はありがたいと思っております。何を情報発信すべきかということですが、確かに使いやすいということ、特に、家庭裁判所は、代理人を付けずに本人が利用されることが多いので、やはり一般の人に使いやすい場所だと思つていただくには、書式ももちろんノウハウとして大切だとは思いますが、その一方で、手続の中ではどのようなことが行われているのかを明らかにしていくことも必要なのではないのでしょうか。例えば、裁判所の中で待っている間に見ることのできる手続説明用のビデオがあると思いますが、それをウェブ上で公開して、普段から誰でも見られるようにしておくという方法もあると思います。手続を利用する立場になった人だけが見られるのではなく、裁判所ではこういう手続を取り扱っていますよということを、より多くの人に見ていただくことで、これから様々な手続を考えている人たちにとって、今後の手続についての具体的なイメージを持つことや、場面によっては難しい課題があることなどを理解していただくための一助になるのではないかと思います。ぜひ公開していただき、ユーチューブの様に簡単な操作で見られるようにしてもらいたいと思つています。

### ●委員

確か、面会交流についての動画はウェブ上でも見ることができたと思いますが、最高裁のウェブサイト上では、動画の数が異常に少ないですね。「裁判所のしく

み、そこが知りたい裁判所」というものと、成年後見と未成年後見、あとは面会交流についてといったところでしょうか。裁判所がユーチューブ使っていいかどうかは、なかなか難しいと思いますが、法務省の矯正局とか保護局は、ユーチューブとタイアップしてやっていると思います。また、2001年くらいに作られた「少年審判」というビデオがありますよね。かなり古いものですが、非公開の手続についてもビデオで見せるような取組はやっていただければと思います。お金がかかることは分かるのですが、家事調停や少年審判について、公開用の最近のビデオ等を作ってもらいたいと思います。

●委員

初めて知ったのですが、それは、最高裁のホームページで見られるのですか。また、千葉地家裁のページからも見られるのでしょうか。

●委員

いえ、千葉地家裁ではなくて、最高裁から入らないと。

●委員

やはり、地家裁のページからも入れるようにするなど、入る場所は沢山作った方がいいかもしれませんね。新しい動画を作ることも必要ですが、とりあえず、まずは既存のものを公開してはいかがかと思います。

●委員

私は以前、地家裁レベルでは、情報がなかなか出せないということを伺っていたので、地家裁のページから入っても仕方ないと思い、必ず最高裁のページから入るようにしているのですが、そもそも、なぜ5つしか配信していないのでしょうか。

●委員

最高裁のページに置いてあるとしても、その画面に家裁のページから移るという形にしたらいんじゃないですか。

●委員

技術的にはできると思いますが、当然、お金はかかるので、その予算を取ったり

という話になるのでしょうか。

●委員

ウェブサイト上にリンクを張るだけならそれほどお金はかからないのではないのでしょうか。

●委員

ただ、どういう契約をしているか分かりませんが、リンクを張るにも業者に頼まなければいけないと思いますよ。

●委員

そうは言っても、そのあたりを取っかかりとしてやっていったらいいのではないのでしょうか。

●委員

私もそう思います。おそらく、家裁で見せていらっしゃるビデオが全部、最高裁のページに載っているわけではないですよ。

▲オブザーバー

はい。全ては載っておりません。

●委員

全部載せればいいのにと 생각합니다。新しくコンテンツを作るのはすごく難しいので、今あるコンテンツを使って、充実させていくしかないと思います。なぜ5つしか載せていないのか、私はとても疑問です。

▲オブザーバー

御指摘はごもっともです。裁判所のウェブサイトが他の行政府省と圧倒的に違うところは、裁判所の組織と同じように、ウェブサイトの構成がピラミッド型になっていることです。裁判所全体のウェブサイトの中に小さい箱があると思ってください。そこに東京地裁や東京家裁、千葉地家裁、横浜地家裁という個別のウェブサイトが分かれて入っていますので、大きな箱の中に複数の箱がある状態です。グーグルで検索すれば、すぐに千葉家裁のページが出てくるとは思いますが、千葉家裁が独

自にウェブサイトを持っているわけではありません。委員がおっしゃられたように、配信動画に簡単にアクセスできるようにするというのであれば、各地の裁判所のページにそういったボタン等を付けておけば、確かに早いのだと思いますので、御意見は参考にさせていただきます。

#### ●委員

今のシステムだと、各裁判所で全体とは別のサイトを作ることは許されていないということですか。

#### ▲オブザーバー

基本的には、許されていません。ですから、他の裁判所のウェブサイトをご覧いただくと、大体同じ構造になっていることが分かります。また、入れるコンテンツも、全てが一緒というわけではありませんが、基本的な部分は決められています。ただ、家庭裁判所でも、これだけ様々な手続を利用できるような時代になった今、そういったウェブサイトの作りでよいのかということは今後の課題だと思っております。

#### ●委員

広報関係の事務は、総務課の文書係さんがやっていたらということですが、例えば、国税関係でいえば、千葉東税務署には国税広報官という方がいらっやっやっ、2人が1年交代で、税の審判や各種イベントの周知等といった広報関係事務を担当しています。千葉家裁では文書係さんが広報をやっていると伺いして、大変というか、たいしたものというか、お骨折りいただいているのかなという気がしています。これまで、どちらかというとか家裁関係については、広報というものが、暗いとまでは言えませんが、そういったイメージだったと思うのです。しかし、皆さんのお話をうかがっていてもお分かりのとおり、今や、開かれた家庭裁判所というものが求められる時代に入っているのではないかと思います。そういう意味では、予算や経費が、広報官のような部分に使われ、必要な人が簡単に利用できるような、分かりやすい情報発信を実現していくべき時期に来ているのではないのでしょうか。

それから、前回の家裁委員会の様子が千葉日報でかなり大きく取り上げられました  
が、その効果がどの程度あったのかも気になります。裁判官や検事さんなどは、そ  
の仕事ぶりを描いたドラマも多いですよ。千葉市では、千葉開府800周年で、  
小学校に漫画の冊子が配られています。いろいろ時代も変化するので、そういう潮  
流に乗っていった方がよいのではないかなと思います。本当に必要な人に欲しい情  
報が行き渡るような仕組みや、利用しやすい環境を整えるための広報の価値とい  
うものをお考えいただいて、ぜひ、専属の部署や担当を作っていただければと思  
います。

#### ▲オブザーバー

広報の窓口として、チラシ等には文書係とお書きしているのですが、先ほど紹介  
したスライドなどは、実際には、説明を担当した家事部の書記官が事件処理の傍ら  
作っているなど、各部署の協力を受けて広報行事を運営しており、先ほど御指摘の  
あったような専門のポストは置かれていないというのが実情です。

#### ●委員

いずれにしろ、いわゆる広報活動の施策に係る部分は、広報専門の担当者でない  
と難しいのではないかと思いますので、自分のお仕事以上のことをなさっている  
という意味で、頭が下がる思いです。

#### ▲オブザーバー

おっしゃられるとおり、広報専門の担当ということ言えば、千葉地方裁判所  
には広報係という部署があり、また、千葉地方検察庁には広報官がいらっしゃる  
と聞いております。これは、平成21年に裁判員制度が発足した際に、広報の充  
実を図るべく、地方裁判所や検察庁に広報専門の部署等が整備されたもので  
す。これに対し、家庭裁判所は、これまで広報にあまり力を入れてこなかった  
という部分は否定できないところだと思います。いわゆるかじ取り役がいてこそ、  
きちんとした広報ができるのではないかという御提案だと思いますので、  
今後の参考にさせていただきます。

●委員

憲法週間広報行事について、テレビなどで流れるといったことはあったのでしょうか。

▲オブザーバー

昨年行った成年後見をテーマにした行事では、NHK千葉放送局が、夕方の首都圏ニュースで放送してくださいましたし、読売新聞や朝日新聞といったメディアからの取材も受けました。我々からの各種メディアに対する働きかけが弱いかもしれませんが、もっとメディアの方が取材に来ていただけるような興味深い企画を作ることが重要かと思います。今年行った遺言関係の行事も、参加された方々からは概ね好評で、取材があれば、良い記事を書いていただけたのではないかと思ったのですが、司法担当の記者さんが、県警の担当者と一緒にということで、お忙しいという事情もあってか、なかなか取材に来ていただけないというのが実情です。

■委員長

マスコミの方々から見て、取材をしてもいいなと思う企画とはどういったものでしょうか。

●委員

企画の中身も問題ですが、とにかく広報予算がない中でお金をかけずに宣伝してもらうわけですから、まずは記者の心をつかむような書き方で、チラシ等を投げ込むことが一番です。

▲オブザーバー

確かに、これまでのチラシ類は、いかにもお役所が作ったような固い裁判所らしいものになっているかもしれません。例えば、どのあたりを改善すればよろしいでしょうか。

●委員

それこそ、広報の勉強会をされたらいかがですか。

●委員

うちにも広報部がありますので、そこでどういうチラシを作っているのか、プレスリリースをどのように行っているのか、資料などもありますし、勉強していただいても構いませんよ。新聞各社さんに取り上げてもらいたい企画については、毎回投げ込んだりもしています。

●委員

投げ込むだけではなく、投げ込みをして、なおかつ記者レクをすることが必要だと思いますよ。記者クラブだと事件中心になってしまいますので、まず、社会部や文芸といったところに記者レクをして、行事等の内容や趣旨を説明しないと、なかなか記事にはならない。おそらくたくさん投げ込みがされている中で、取材に行ってみようと思わせるのは、かなりキャッチーなものでなければならないのではないのでしょうか。

●委員

たくさんある中から、取り上げてみたいと思わせるには、やはり作りだと思います。

●委員

予算がなければ、新聞やマスメディアの媒体を使うのが一番ですから、30分でも10分でも記者レクをして、取材に行ってみようかというインセンティブを湧かせるような努力も必要だと思います。

●委員

いろいろなやり方はあると思いますが、これまでの話を伺うと、専門の広報官的なポストをきちんと位置付けすべきだと思います。書記官は書記官、総務課は総務、裁判官は裁判をするのが本来の仕事であって、それプラスいろいろやることが仕事に返ってくる面はあると思いますが、広報というものは片手間でやるものではないですよ。裁判所の中でも家庭裁判所が一番利用者数が多いのではないかと思います。日本の司法の中で、それだけ大きな部分を占めているにもかかわらず、予算にしばられて、やりたいことができないという状況がおかしいのであって、やはり

国民の側から、付けなければならないところに予算を付けるべきという声を上げていく必要があると思います。

●委員

今日も新聞社の方が来てくれて、この話を書いてくれると一番良かったのですが。

●委員

弁護士会でいろいろイベントを行っても、重大事件が起これば、記者レクに誰も来ないようなことはよくあります。なかなか難しいものですよ。やはり、必要な予算が満足に取れないという状況がおかしいですよ。

●委員

家裁委員会で出た意見というのは、どの程度最高裁まで届くのですか。

■委員長

こういう話が出ましたということは伝わります。

●委員

最高裁判所長官あてに要望書を書くというのは難しいのでしょうか。

●委員

そもそも家庭裁判所は、広報官の要求をしていらっしゃるのですか。

▲オブザーバー

今のところ、そういった要求はしていません。専任ではありませんが、総務課の課長補佐が、いわゆる広報官的な業務を担当しています。家庭裁判所は事件の報道対応もあまり多くありませんので、広報行事の企画や見学者の受入れ等について、課長補佐をチーフとして全て対応しています。裁判所は、裁判部門の人的充実を優先していますので、事務局では、限られた人数の中で複数の業務を担当しているのが実情ですが、将来的には、もっと広報のことを考えなければいけない時代が来ると思っています。

●委員

今が大事ということもありますから。

## ■委員長

家裁委員会でこういった話が出ているということはしっかり残しておきますし、それは最高裁も見ているはずです。

## ●委員

裁判所に来るニーズの話ですが、パッケージとして何ができるか。地方裁判所だと傍聴ができるので、傍聴プラス説明をしていただくのはすごく役に立つのですが、家庭裁判所だと、手続等のビデオを見たり、施設を見る程度で終わってしまいます。それはそれで役に立つと思いますが、それにプラスして、例えば、裁判官や家裁調査官とお話できますとか、家事と少年をパッケージにした企画のようなものも考えてチラシを作っていただくと、もう少し関心もわいてくるのではないのでしょうか。また、大学の学生などは、他にも授業がある中で、外に連れ出すということが難しい面もありますので、それよりは、学校に来ていただいた方がいいという意見もあります。裁判所に連れて来るにしても、空の法廷や審判廷を見てもイメージが湧かないので、すごく難しいとは思いますが、模擬審判のようなものをもう少し定期的にやっていただくなど、参加型の企画も考えていただければと思います。

## ●委員

私どもは、広報官を配置していただいております。私どもの広報には2種類ありまして、1つは事件広報というもので、これは黙っていても記者の方々がやって来ます。もう1つは、一般広報というもので、要するに検察庁の仕事の内容等についての広報です。この一般広報というのは、先ほどからお話があるとおり、なかなかマスコミのみなさんに興味を持っていただけません。そこで、最近は見学の受入れだけでなく、出前教室というものを行っています。学校や自治体など色々な所に行って、私どもの業務の説明をしたり、あるいは裁判員制度の説明をしたりします。また、ビデオを流して説明をするだけではつまらないということもあって、最近は、体験型の模擬裁判を行っています。それぞれの役の方にシナリオをお渡しして、実際に演じていただくものですが、これは大変評判が良く、学校の授業で公民の時間

にやっただいてるケースもあります。広報担当でなくても行くことができますし、出かけて行くことでニーズが分かるという面もあると思います。

#### ■委員長

家庭裁判所の場合、小学校で離婚の話をするわけにもいきませんので、どうい話を県民の皆様聞いていただくのがよいのでしょうか。

#### ●委員

私も中学校に出前教室で行ったことがありますが、その際は、少年事件を題材として取り上げ、少年の更生のためにどういう処分がふさわしいかということをやりました。友達に誘われてひったくりをして被害者に怪我をさせたケースで、生徒達が出した結論は保護観察処分でした。

#### ●委員

宇都宮で、大学のゼミと連携して少年の模擬裁判を行ったという話を聞いたことがあります。授業でもアクティブラーニングというものが求められており、学部でも少年法を扱っていますが、家裁調査官に来ていただいても隔靴搔痒でイメージがわからないことがあるので、模擬審判ができればいいのかなと思います。大学と連携できるのであれば、私としては積極的に協力したいと思います。

#### ●委員

大学生が小学校に行って行うということもできるのではないのでしょうか。その方が、親近感がわいて、マスコミさんも来るのではないですか。

#### ●委員

魅力的なアイデアだと思います。

#### ●委員

アメリカのロースクールでは、高校生の模擬裁判の指導をします。裁判所が行うのではなく、学生が教育に参加するのです。学生たちを少し教育して、劇団のようなチームを派遣し、そこに広報担当が1人くらいついて来るとい形はどうでしょうか。交通費は要相談ですが、受入れ側の御意見はどうですか。

●委員

本県の公立学校の教員は約4万人、年間の採用者がだいたい1600人から1700人くらいいます。初任者研修や少年関係に興味がある先生にピンポイントで内容をお伝えいただければ、興味を持たれる方もいるのではないのでしょうか。

●委員

大学と教育委員会と裁判所が協定を結ぶということですね。

●委員

大学も地域貢献プラスアクティブラーニングができます。大学生ぐらいでは、離婚や相続はテーマとして遠いので、例えば、親権をめぐる問題ですと、自分の問題として考えられると思います。設定のテーマを選べば、家裁調査官の参加も可能ではないのでしょうか。また、弁護士会とも協力できるのではないのでしょうか。

●委員

弁護士会も、裁判員制度や調停ということで、ジュニアロースクールというものを開催しています。裁判所も事物管轄にこだわる必要はないのではないのでしょうか。例えば、調停というと家裁のほうノウハウを持っているので、クラスの中での対立を題材に、調停の仕組みについて講義してみたり、いじめ問題について、最終判断をください裁判員とは別の切り口で、非訟手続について話すことなども考えられるのではないのでしょうか。

●委員

まずは、できるテーマからやっていただいたらいいのではないのでしょうか。

■委員長

需要というと、他にどのようなことが考えられるのでしょうか。

●委員

ニーズを探るのは大切ですが、お客様サービスというよりは、司法の担い手として、教育機関的なことを掲げることが重要ではないのでしょうか。離婚や遺産分割といった問題は、年齢が高い人の関心事ですが、これからの世代にこそ、紛争が起き

たときの解決方法の一つとして、裁判所がまさに、身近な問題について日頃取り扱っているという役割を、積極的に広報していただくことが必要ではないでしょうか。検察庁や弁護士会もそういうスタンスでやっていますが、裁判所は更に国民の信頼が高い司法の最終的な担い手だと思いますので、ニーズの把握だけでなく、もっと本質的な部分として、裁判や調停をどうやって私たちの社会が使ってきたか、というようなところを教えていただくと、学校の先生も「裁判所が来てくださるんだ」と思うのではないのでしょうか。

#### ●委員

ノウハウを教えるというより、司法の在り方や法の支配をもっと考えていいのかなと思います。また、地裁と家裁が別々にやる必要はないと思いますので、地裁に広報担当部署があるのであれば、地家裁一緒にやるという方法もあると思います。憲法週間の広報行事などを別々に行わなければならないような役割分担や決まりがあるのでしょうか。

#### ▲オブザーバー

そのようなことはありません。地家裁で一緒にやっている裁判所もありますし、千葉でも裁判員制度広報は地家裁が一緒になってやっていた時期がありました。ただ、千葉は規模が大きく、地家裁それぞれに一定の体力もあります。様々な広報発信ができるよう、別々に行っているというのが実情です。

#### ■委員長

そろそろお時間となりましたので、このあたりで閉会とさせていただきます。本日は、貴重な御意見ありがとうございました。

#### (5) 次回委員会のテーマの選定

次回（平成29年2月ころ）のテーマとして、「家庭裁判所における危機管理」に関する事項を取り扱うことについて、全委員の賛同が得られた。